

**第1回製造業安全対策官民協議会
議事次第**

平成29年3月6日(月) 15:00～16:30
於：経済産業省 別館227会議室

- | | | |
|---|---|-------|
| <p>1. 開会（司会進行：山下 経済産業省金属課長）【1分】</p> <p>2. 挨拶【4分×3】
 経済産業省（佐藤 大臣官房審議官）
 厚生労働省（田中 安全衛生部長）
 中央労働災害防止協会（八牧 理事長）</p> <p>3. 委員紹介【2分】</p> <p>4. 配布資料の確認【1分】</p> <p>5. 議事
 (1) 協議会の設立【10分】
 ① 設置要綱の採択
 ② 会長及び会長代理の選任
 （司会進行：会長）
 (2) 取組及びスケジュール【55分】
 ① 協議会の活動（たたき台）の説明【15分】
 ② 各業界団体から活動の紹介【3分×8団体】
 ③ 討議、有識者による講評【15分】
 (3) シンポジウムの開催【5分】
 (4) その他【5分】
 協議会HPの立ち上げについて</p> <p>6. 閉会</p> | } | 【15分】 |
| | } | 【75分】 |

<配布資料>

- 資料1：製造業安全対策官民協議会 設置要綱（案）及び構成員名簿（案）
- 資料2：製造業安全対策官民協議会における取組（案）
- 資料3：今後のスケジュール（案）
- 資料4：製造業安全対策シンポジウムについて（案）
- 資料5：（参考）3月2日付プレスリリース

製造業安全対策官民協議会 設置要綱

平成 29 年 3 月

1. 名称

製造業安全対策官民協議会（以下「協議会」という。）

2. 目的

製造業における安全対策の更なる強化を図るため、官民が連携し、経営層の参画の下、業種の垣根を越え、現下の安全に関わる事業環境の変化に対する認識を分析、共有するとともに、既存の取組の改善策及び新たに必要となる取組を検討し、企業における現場への普及を推進する。

3. 活動内容

- (1) 安全に係る事業環境の変化の分析、共有
- (2) 既存の取組の評価及び改善策の検討・推進
- (3) 新たな取組の検討・推進
- (4) 検討成果の全国への発信及び普及促進（「全国産業安全衛生大会」等の活用）

4. 組織

- (1) 協議会の構成員は別紙 1 のとおりとし、必要に応じて見直すことができる。
- (2) 協議会の下に、ワーキンググループを置く。ワーキンググループの構成員は別紙 2 のとおりとし、必要に応じて見直すことができる。
- (3) 新たな構成員を加える場合は、協議会で了承を得る。

(4) 開催の事務は、中央労働災害防止協会が行う。

5. 会長等

(1) 協議会の会務を円滑に行うため、会長及び会長代理を置くことができる。

(2) 会長は協議会構成員の互選により選出し、会長代理は会長が指名する。

(3) 会長及び会長代理の任期は1年とする。

(4) ワーキンググループの会務を円滑に行うため、議長及び議長代理を置くことができる。

(5) 議長はワーキンググループ構成員の互選により選出し、議長代理は議長が指名する。

(6) 議長及び議長代理の任期は1年とする。

(7) 構成員のほか、学識経験者をアドバイザーとして参加させることができる。

(8) 謝金及び交通費は支給しない。

協議会の構成員

- 石油連盟
吉村 宇一郎 常務理事
- 一般社団法人セメント協会
木村 光 三菱マテリアル株式会社 常務執行役員
- 一般財団法人素形材センター
板谷 憲次 副会長専務理事
- 一般社団法人日本アルミニウム協会
近藤 篤司 三菱アルミニウム株式会社 執行役員富士製作所長
- 一般社団法人日本化学工業協会
三隅 淳一 宇部興産株式会社 常務執行役員
- 一般社団法人日本自動車工業会
小澤 謙二 トヨタ自動車株式会社 安全健康推進部長
- 日本製紙連合会
田口 量久 三菱製紙株式会社 代表取締役副社長
- 一般社団法人日本鉄鋼連盟
寺畑 雅史 JFE スチール株式会社 専務執行役員
- 厚生労働省
田中 誠二 労働基準局安全衛生部長
- 経済産業省
佐藤 文一 大臣官房審議官（製造産業局担当）
- 中央労働災害防止協会
八牧 暢行 理事長

(別紙2)

協議会ワーキンググループの構成員

【民間関係】

協議会の構成員会社等の担当部長クラスの者

【政府関係】

○厚生労働省

野澤 英児 安全衛生部安全課長

○経済産業省

山下 隆也 製造産業局金属課長

○中央労働災害防止協会

小野 晃 専務理事

製造業安全対策官民協議会における取組

製造現場での環境変化	対応の方向性	製造業安全対策官民協議会における取組案のたたき台
<p>【現場対応力の低下】 ●合理化、リストラ、世代交代により、ベテランが不足。トラブル経験が少ない若手職員の割合が増加。また、女性、非正規、派遣、企業合併等の増加により、労働者の属性が多様化。</p> <p>【アウトソーシングの進展】 ●経営効率化のための業務アウトソーシングが進み、製造現場では協力会社が増加。また、入札による協力会社の選定が浸透し、その製造現場に十分習熟していない企業が協力企業になることも増加。</p> <p>【生産自動化、電子化】 ●生産設備の自動化やシステム化が進行し、設備の設計思想や構造等を十分に理解した職員が減少。全体像を把握できず、異常時等変化への対応が困難。</p> <p>【設備経年劣化の進行】 ●石油コンビナート等の装置産業における主要設備が経年劣化。設備の腐食による墜落災害等が発生。</p> <p>【社会環境の変化】 ●少子化や社会環境の変化による怪我等の体験や集団活動の経験の減少 ●学校教育における実験や現場体験等の減少</p>	<p>【官民による認識の共有・情報発信】 ✓産業安全は、マネジメントと現場での問題、人的要因と設備要因、企業の安全文化、社会環境や学校教育などの背後要因が複雑に絡んでおり、官民で全体像について、認識を共有すべきではないか。 ✓産業安全は単なる安全対策にとどまらず、経済効果を生み、社会的評価にもつながるものであることを、わかりやすく整理できないか。</p> <p>【経営層の積極的な関与】 ✓安全を企業経営のトッププライオリティとして明確に位置づけることをはじめ、安全経営、安全文化の確立に向けて、経営層に期待される具体的な役割・行動を明らかにしてはどうか。 ✓経営判断が必要な安全投資の実施のため、先駆的な企業の取組が参考になるのではないか。</p> <p>【現場対応力・教育の強化】 ✓安全管理担当者の業務負担が増大し、職場巡視の頻度や作業者との意思疎通が低下しているのではないか。 ✓協力会社に対する安全管理の指導・支援を強化すべきではないか。（管理職社員の再教育機会の付与、若手作業者への現場の危険性感度の向上など） ✓個社では資源が限られる中で、企業の枠を超えた、体系的な安全教育プログラムを構築・活用すべきではないか。 ✓リスクアセスメント活動や労働安全衛生マネジメントシステムの運用レベルは事業所ごと、企業ごとにばらつきがあり、先駆的な取組事例が参考になるのではないか。</p> <p>【設備面対策の強化】 ✓教育等のソフト面の対策と同時に、設備面の対策を強化すべきではないか。 ✓その際、ヒューマンエラー防止対策等に限定せず、エラーがあっても事故が起らない工夫（機械の本質安全、機能安全）を進めるべきではないか。 ✓省人化の流れの中で、I o Tを活用した安全対策も検討すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 製造業における安全対策の更なる強化を図るため、経営層の参画の下、業種の垣根を越え、現下の安全に関わる事業環境の変化に対する認識を分析、共有 ● 既存の取組の改善策及び新たに必要となる取組を検討し、企業における現場への普及を推進 <p>取組の具体例（たたき台）</p> <p>①認識の共有、情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 議論の出発点として、共通指標を用い、個社ごとに自社の総合的な安全力のレベル、強み・弱みを正しく理解。 ➢ 産業安全とその背後要因に関し、自社の実態も踏まえた認識の共有。 ➢ 業界内又は業種横断的なベストプラクティスの共有。 ➢ 産業安全の経済的効果と社会的評価の見える化。 <p>②経営層の積極的な関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 経営層に期待される役割と具体的対応の明確化 ➢ 経営判断が必要な安全投資の促進策 ➢ 経営層による、業界内又は業種横断的な安全懇談会の開催 <p>③現場力、教育、リスクアセスメント等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 協力会社も含めた体系的な安全教育プログラムの策定。 ➢ 産業安全専門家の育成（「産業安全塾」）。安全担当者の地位向上の方策。 ➢ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの優良事例の共有 ➢ 業種横断的な表彰制度の創設 等 <p>④設備面対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ヒューマンエラーがあっても事故が起らない取組（機械の本質安全、機能安全）の推進 ➢ I o Tを活用した先駆的事例の共有 <p>⑤全国産業安全衛生大会における活動結果の発表及び討議。次年度の協議会の活動への反映。</p>

今後のスケジュール

資料3

○活動単位：1月～12月。協議会会長、会長代理の任期も同様。

○開催頻度：年2～3回程度。

2017年	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
製造業安全対策官民協議会	○		○	
ワーキンググループ		●	●	●
シンポジウム／全国大会	※シンポジウム			※全国大会

○第1回官民協議会：3月上旬目途

① 製造業安全対策官民協議会での検討事項・体制の確認

② ワーキンググループへの指示

※製造業安全対策シンポジウム：3月下旬目途

●第1回ワーキンググループ：4月～5月

① 検討事項・体制の詳細を確定

② 全国産業安全衛生大会（神戸）への対応の検討

○第2回官民協議会：7月～8月

① これまでのワーキンググループの検討状況の確認及び必要な作業指示

② 全国産業安全衛生大会（神戸）への対応の検討

●第2回ワーキンググループ：9月～10月

① 対応策の検討、とりまとめ

※全国産業安全衛生大会（神戸大会）：11月8日～10日

●第3回ワーキンググループ：11月～12月

① 産業安全衛生大会における討議結果等を踏まえ、次年度の活動計画に反映